

3.2 対象物特定保障措置協定 (INFCIRC/26、INFCIRC/66 型)

3.2.1 概要

- ・IAEA 憲章に基づいて民生用原子力活動に適用する保障措置文書として制定し、各国と締結
- ・NPT 発効後は締約国に義務付けられている INFCIRC/153 (Corrected)をモデルとする包括的保障措置協定に移行
- ・現在は NPT 未加入国(インド、パキスタン、イスラエル等)が締結するのみ

3.2.2 経緯

[1] INFCIRC/26

- ・IAEA 保障措置の原則と手法を定めた文書、1961/1 に IAEA 理事会で承認
- ・IAEA が供給する核物質、施設等に適用する保障措置、及び加盟国からの要請に基づく保障措置を規定
- ・当初、核物質を使用した研究・試験、熱出力 100MW 未満の原子炉を対象、原子炉で生成されたプルトニウムは対象外
 - 当時、保障措置の対象となる原子炉には大出力のものがなく、保障措置適用上問題がないことと、IAEA の技術的・人的能力が大型炉の査察には不相当だったため
- ・1964 年、IAEA 理事会は文書を改正 : INFCIRC/26/Add.1
 - 100MW 以上の原子炉に保障措置の適用を拡大
 - 生成プルトニウムも保障措置対象とする
 - 保障措置制度全体の見直し

=> INFCIRC/66 の出発点

[2] INFCIRC/66

- ・1965 年に INFCIRC/26 を改定した文書
- ・提供した核物質、設備、施設、あるいは提供した施設等で使用等された核物質及び個別の施設に適用する保障措置の原則、手法等を標準化
- ・1966 年、再処理施設に対する査察手続きを加える : INFCIRC/66 Rev.1
- ・1968 年、転換、燃料加工施設への査察手続きを加える : INFCIRC/66 Rev.2
- ・二国間原子力協定等に基づき、原子力資機材を受領する NPT 非締約国が IAEA と締結する保障措置協定(保障措置移管協定)は、INFCIRC/66 をモデル協定としている
 - 当該二国間で移転された原子力資機材のみを対象
 - 「三者間保障措置協定」、「一方的受諾協定」、「個別の保障措置協定」とも呼ばれる

保障措置の IAEA 移管後、INFCIRC/66(改正を含む)に基づき保障措置を適用

- ・IAEA との計画協定や二国間協定のもとで供給された特定の核物質や施設のみに保障措置を適用するもので、全ての核物質あるいは原子力活動全般に包括的に適用されるものではなく、核不拡散の観点からは大きな弱点
- ・INFCIRC/66 は保障措置手続きの原則を標準化したもので、これに基づいて当該国と IAEA が交渉し、それぞれの国に適用する保障措置の内容を規定
 - 交渉如何では条件が国によって異なり、加盟各国に平等な保障措置の適用が確保できないとの考えもある

3.2.3 内容

I. 一般原則

- A. この文書の目的(第1条-第8条)
- B. IAEA 保障措置の一般原則
 - IAEA の義務(第9条-第14条)
 - 実施の原則(第15条-第18条)

II. 保障措置の適用

- A. 保障措置の適用を受ける核物質(第19条-第20条)
- B. 保障措置の適用免除(第21条-第23条)
- C. 保障措置の適用停止(第24条-第25条)
- D. 保障措置の終了(第26条-第27条)
- E. 保障措置下の核物質の国外移転(第28条)

III. 保障措置手続き

- A. 一般手続き
 - はじめに(第29条)
 - 設計検認(第30条-第32条)
 - 記録(第33条-第36条)
 - 報告(第37条-第44条)
 - 査察(第45条-第53条)
- B. 原子炉に対する保障措置の特別手続き
 - 報告(第55条)
 - 査察(第56条-第58条)
- C. 主要原子力施設以外の場所にある核物質の保障措置に関する特別手続き
 - 研究開発施設の核物質(第59条-第60条)
 - 封印保管された核原料物質(第61条-第65条)
 - その他の場所の核物質(第66条-第68条)

IV. 定義(第69条-第85条)

付録 I. 再処理施設に関する規定

付録 II. 転換及び加工施設における保障措置下の核物質に関する規定

3.2.4 協定締結国

- ・INFCIRC/153 型の包括的保障措置協定が発効するまで、INFCIRC/66 型の対象物特定保障措置が適用された国: 日本、インド、パキスタン、イスラエル、南アフリカ、ブラジル、アルゼンチン等
- ・現在の適用国: NPT 未加盟国のインド、パキスタン、イスラエルの3ヶ国
- ・IAEA 事務局は、これら NPT 非加盟国に対しても INFCIRC/153 型の保障措置を適用することを企図しているが、実現には至っていない